

## 公益財団法人ふじのくに未来財団 ロゴマーク取扱規程

### (趣旨)

第1条 このロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における財団のロゴマークは、県民に親しみやすい表現として、別表に掲げるマーク及びこれを展開したものをいう。

### (使用者)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) ふじのくに未来財団助成事業実施団体
- (2) 「ふじのくに未来財団における寄附付き商品又はサービスの取扱い、財団の名称及びロゴマークの使用に関する要綱」（以下「要綱」という）に基づく承認を受けた者
- (3) その他、代表理事が適当と認めた者

### (使用制限)

第4条 ロゴマークの使用は、要綱第2条及び第3条の各号のいずれにも該当しないものとする。

### (使用申込)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「ふじのくに未来財団ロゴマーク使用申込書」（様式第1号）を代表理事に提出しなければならない。ただし、第3条(2)の場合を除くものとする。

### (使用承認)

第6条 代表理事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的とするとき。
- (2) 財団のイメージを傷つける恐れがあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反するとき。
- (4) その他代表理事がロゴマークの使用について不適当と認めるとき。

### (使用内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用申込した者が、その内容について変更しようとするときは、

あらかじめ「ふじのくに未来財団ロゴマーク変更使用申込書」を代表理事に提出しなければならない。

(補則)

第8条 要綱及びこの規程に定めるもののほか、ロゴマークを使用する場合の取扱いについて必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。